

介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算（介護保険）  
福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算（障害者総合支援法）  
に基づく取り組みについて（見える化）

福祉・介護職員等特定処遇改善加算とは

2019年10月から消費税率引き上げに伴う増収分を財源として、職員の確保・定着につなげていくため、現行の処遇改善加算に加え、特定処遇改善加算を創設し、経験・技能のある障害福祉人材に重点化しつつ、職員のさらなる処遇改善をおこなうとともに、介護・障害福祉人材のさらなる処遇改善という趣旨を損なわない程度において、一定程度他の職種の処遇改善もおこなうことができる柔軟な運用をもとめることとした制度です。

特定処遇改善加算の算定要件（株式会社明るい介護の取り組み）

①現行加算のうち（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを算定していること。

現行の処遇改善加算

- ・介護職員処遇改善加算Ⅰを取得（介護保険）
- ・福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰを取得（障害者総合支援法）

②職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること

資質の向上

（介護保険）

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）
- ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動

（障害者総合支援法）

- ・働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）
- ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動

労働環境・処遇の改善

(介護保険)

- ・ICT活用（ケア内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化
- ・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入
- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備  
(障害者総合支援法)
- ・ICT活用（支援内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による福祉・介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化
- ・福祉・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入
- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
- ・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備

その他

(介護保険)

- ・介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化
- ・中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立  
(勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等)
- ・障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮
- ・職員の増員による業務負担の軽減  
(障害者総合支援法)
- ・障害福祉サービス等情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化
- ・中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立  
(勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等)
- ・障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮
- ・職員の増員による業務負担の軽減

③見える化要件を満たすこと。(令和2年度より必須)

情報公表システムによる周知(介護保険・障害者総合支援法)

このホームページによる周知(介護保険・障害者総合支援法)